

令和6年度青森県民文化祭分野別フェスティバル参加団体募集要項

1 趣旨

令和6年度青森県民文化祭の分野別フェスティバルにおいて、新たな文化・芸術事業を意欲的かつ創造的に実施する者に対し、その経費の一部を助成することにより、本県民文化祭の充実とともに青森県の芸術文化の振興を図る。

2 主催及び運営

主催は、青森県民文化祭実行委員会及び実施団体とし、運営は、実施団体が責任をもって行うものとする。

3 応募資格（募集团体）

青森県内で活動する芸術文化団体又は実行委員会等の団体
ただし、次に掲げる分野を除く。

○令和6年度青森県民文化祭で実施される15分野

洋舞踊、華道、古武道、能楽、日本舞踊、人形劇、民謡、社交ダンス、美術、茶道、吹奏楽、三曲、文芸、合唱、太鼓

4 募集数

1団体

5 応募条件

応募条件は、以下のすべてに該当するものとする。

- ① 青森県民文化祭の開催期間中（令和6年8月～12月）に、西北五地区（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町）で開催すること。
- ② 広く県民等が鑑賞又は参加できること。
- ③ 実施団体が明確で、事業の企画から実施まで責任を持って遂行できること。
- ④ 営利や宣伝、募金、寄付を目的としないこと。
- ⑤ 政治的、または宗教的活動に関わるものでないこと。
- ⑥ 芸術性や創造性に富み文化の向上に寄与する内容であると認められること、又はこれまでの芸術文化活動に刺激を与えるような新たな試みや工夫がみられると認められること。

6 応募方法等

(1) 募集期間

令和6年3月1日（金）～4月24日（水）

(2) 応募方法

郵送（4月24日（水）必着）

(3) 必要書類

- ・参加申請書（様式1）
- ・予算書（様式2）
- ・団体規約

- ・役員名簿（氏名と役職が分かるもの）
- ・団体の活動状況（過去2ヶ年以内に実施した発表実績等）が分かる資料（チラシ・パンフレット・写真等）

※参加申請書及び予算書は様式をダウンロードできます。

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/seikatsu/bosyu_bunkasai2022.html

その他の書類の書式は任意です。

（４）応募先及び問い合わせ先

青森県民文化祭実行委員会事務局（一般社団法人青森県文化振興会議内）

〒030-0184 青森市荒川字藤戸119-7 青森県立図書館4階

TEL 017-718-5454 FAX 017-718-5455

E-mail kenbunshin@ec3.technowave.ne.jp

問い合わせ時間 平日の午前10時から午後4時まで

7 参加団体の決定

青森県民文化祭実行委員会は、応募内容を審査し、参加団体を決定し、応募者へ通知するものとする。

8 助成金交付

- （１）助成金の交付の対象となる経費は別表のとおりとし、助成金額は14万円を上限とする。
- （２）助成金の申請については、決定の通知を受けた後、青森県民文化祭実行委員会が別に定める要項により、助成金申請書等を提出して行うものとする。

(別表)

助成金の交付の対象となる経費

項目	内容
出演費	指揮料、ソリスト料、演奏料、合唱料、出演料など
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、稽古ピアノニスト料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料など
文芸費	出演料、振付料、舞台監督料、舞台助手料、舞台美術料、デザイン料、台本料、訳詞料、プラン料、著作権料、各種手数料など
舞台費	会場設営費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、道具運搬費、楽器運搬費、舞台装飾費など
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）など
謝金	会場整理員謝金、編集謝金、原稿執筆謝金、公演講師等謝金など
旅費	出演者等交通費、出演者等宿泊費など
宣伝費	広告宣伝費（新聞・雑誌・CM等）、看板制作費など
通信費	案内状送付料など
印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、広報物印刷費など
記録費	録画費、録音費、写真費など
消耗品費	事務用品など

※弁当を含む飲食費、日常的な練習等に係る経費は助成金の交付の対象外となる。

(参考) 応募から助成金交付までの流れ

- 1 応募（申請書受付期間：令和6年3月1日～4月24日）
- 2 審査（同年5月）
青森県民文化祭実行委員会が審査の上、採否を決定します。
- 3 決定通知（同年5月下旬）
採否については書面でお知らせします。なお、事業の中止や内容の大きな変更があった場合は、決定を取り消すことがあります。
- 4 助成金申請（同年7月）…事業計画書、収支予算書提出
別途、青森県民文化祭実行委員会が定める要項により申請してください。
- 5 助成金支出決定（同年8月）
- 6 助成金請求（同年8月）
- 7 助成金支出（同年9月）※概算払い
- 8 事業実施（同年9月～12月）
事業計画書等に基づき、事業を円滑に実施してください。また、必要に応じて、実施事業の準備・進捗状況を報告してください。
- 9 事業報告（事業終了後）
事業終了後、1か月以内に、助成金実績報告書、実施報告書、収支決算書を提出してください。